

令和4年度 事業別行政経営計画書

| | | | |
|-----|---------|-----|---|
| 所属名 | 監査委員事務局 | No. | 1 |
| 事業名 | 監査事務事業 | | |

■基礎情報

| | | |
|---------------|---|---|
| 目的 | 公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保と、違法、不当の指摘と指導に重点をおき、町の行財政の適法性、効率性、有用性を検証する。 | |
| 事務内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 定期監査に関する事務・ 行政監査に関する事務・ 財政援助団体監査に関する事務・ 工事監査に関する事務・ 随時監査に関する事務・ 住民監査請求、議会・町長等の要求に基づく監査に関する事務 | <ul style="list-style-type: none">・ 例月出納検査に関する事務・ 決算審査・基金の運用状況審査に関する事務・ 財政健全化審査に関する事務 |
| 現在における経過又は課題 | <ul style="list-style-type: none">・ 決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点が、指摘した時点では改善されるが、また繰り返される。また、他の部署で同様の問題点が発生する。・ 部署により、担当者により、仕事の質に差が生じている。・ 仕事の質が高いレベルで平準化されていない。 | |
| 令和4年度の目標又は改善策 | <ul style="list-style-type: none">・ 担当者、部署によって仕事の質に差があり、決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点を全庁的に共有するために、経営会議やグループウエアを活用する。・ 財政援助団体の監査計画を策定する。・ 公会計による財務書類に対する監査の方法を検討する。・ 内部統制の導入に対する対応を検討する。・ 近隣市町や監査事務研究会と情報交換を図り、課題の解決に努める。 | |

■ 第7次大口町総合計画に定める事項

| | | | | | | | |
|-------------|--------|--------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 総合計画の 体系 | 基本目標 | 第6章 | 持続可能な地域経営 | | | | |
| | 基本政策 | 第2節 | 行財政経営 | | | | |
| 成果 指標 | / | | | | | | |
| H26 実績値 | R1 実績値 | R2 実績値 | R3 目標値 | R4 目標値 | R5 目標値 | R6 目標値 | R7 目標値 |
| | | | | | | | |

■ 3年間の目標

| | | | | | | |
|----|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標 | 監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施 内部統制の導入に対する対応 | | | | | |
| | 項 目（単位） | R2 実績 | R3 目標 | R4 目標 | R5 目標 | R6 目標 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

■ 2年後、3年後の主な計画

| | |
|-------|--|
| 年度 | 計画内容及び改善策等 |
| R5 年度 | 監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施 内部統制の導入に対する対応 |
| R6 年度 | 監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり 公会計に対する監査の準備、実施 内部統制の導入に対する対応 |

■作業工程（当該年度）

| 月 | 作業内容 |
|-------|---|
| 毎月 | 20日～25日頃前後 例月出納検査（3日～18日事前調査） |
| 4 | 財政援助団体調査表及び各団体の前年度収支報告等の提出依頼 法定受託事務調査書提出依頼 決算審査の実施通知及び審査調書の提出依頼 |
| 5 | 財政援助団体調査表及び収支報告書等の内容確認 法定受託事務調査書の内容確認 |
| 6 | 決算審査調書の内容確認 |
| 7～8 | 決算審査の事前調査及び決算審査の実施 決算審査意見書の作成 |
| 9 | 財政援助団体監査の実施通知及び資料の提出依頼 |
| 10～11 | 財政援助団体監査の事前調査 財政援助団体監査の実施及び監査結果報告書の提出 定期監査の実施通知及び監査調書の提出依頼 |
| 12 | 工事監査の実施通知及び監査資料の提出依頼 次年度監査実施方針の検討 |
| 1～2 | 工事監査の実施及び監査結果報告書の提出 定期監査の事前調査及び監査の実施 定期監査結果報告書の提出 次年度監査実施方針の作成 |

■目標又は改善策に対する取組内容

・監査委員からの指摘事項のうち、全庁的に周知することが必要と判断した事項については、グループウェアに掲載することとし、軽微なものや他の部署では発生しないものについては、直接担当課に注意、指導を行った。

また、定期監査や決算審査に向けて実施する事前調査の中でも、指摘後の改善や進捗状況を確認している。

・令和5年4月からに向けた公営企業会計（下水道事業）の監査の方法を、担当する建設課や会計室と検討した。（審査する調書や資料、台帳の管理、審査当日の流れなど）

・11町1村監査事務研究会において、積極的に情報交換を行い、監査手法について検討した。（今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策として書面会議で開催）

■評価

・担当者、部署によって、事務の質に差があるため、監査委員からの指摘事項を担当課に直接注意、指導を行っているが、担当者の異動やグループの変更により、指摘事項が情報共有されていない部署もある。